

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	39 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	34 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	40 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	24 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月から43年3月まで
② 昭和59年5月

申立期間①については、昭和42年6月又は同年7月ころに、A区役所で未納となっていた国民年金保険料を2万円から3万円の範囲内でさかのぼって納付した記憶がある。

申立期間②については、同期間中にB市役所に行き国民年金に任意加入しており、任意加入した月を未納とすることは無いはずである。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、昭和59年5月にB市役所で国民年金の任意加入手続をしたとしているところ、社会保険庁の記録及びB市保管の国民年金被保険者名簿では同年5月に任意加入していることが確認できることから、加入月である同年5月の保険料を未納とするのは不自然である。

2 申立期間①について、申立人は、その夫のボーナスが支給された昭和42年6月又は同年7月ころ、A区役所で過去の未納の国民年金保険料を2万円から3万円の範囲内でさかのぼって納付したとしているが、申立人は申立期間後の43年4月2日に任意加入しており、その時点では任意加入期間である申立期間①の保険料はさかのぼって納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられない。

また、申立期間①の保険料をさかのぼって一括納付した場合の保険料額は4,500円となり、申立人が納付したと記憶している2万円から3万円と相違

している。

さらに、申立期間①の保険料を納付した事実を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 5 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年9月まで

昭和47年ころに国民年金の加入手続をしてから、経営していた会社が厚生年金保険に加入するまで、自分で国民年金保険料を納付してきた。保険料は、A金庫の年配の担当者に、納付書と一緒に渡していたことを覚えているので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年ころに国民年金に加入し、申立期間については、自分で国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は47年4月ころに払い出されている上、保険料をB区役所から送付された納付書により、取引のあったA金庫を通じて納付^{びよう}していたことなど、保険料の納付状況を具体的に記憶しており、申立内容に信憑性が認められる。

また、申立期間当時、申立人は婦人・子供服関係の雑貨卸会社を経営しており、申立期間直後の昭和49年10月1日に、同社を厚生年金保険の適用事業所としていることから、国民年金保険料を納付する資力を十分に有していたと考えられる。

さらに、平成20年5月16日に、社会保険事務所で保管している年度別納付状況リストの記録により、申立期間直前の昭和46年4月から48年3月までの納付記録が追加されており、行政側の記録管理に不備があったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年5月から62年3月までの期間及び62年4月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年5月から62年3月まで
② 昭和62年4月から63年3月まで

昭和61年4月末に会社を退職し、同年5月1日にA町役場（現在のB市役所C所）にて夫婦で国民年金に加入した。申立期間①及び②については毎月納付書に現金を添えて主に妻が同町役場やD金庫（現在のE金庫）で夫婦の国民年金保険料を納めたが、B市役所の所有する夫婦の国民年金記録には不備があり信頼できるものではなく、申立期間①が申請免除、申立期間②が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、昭和61年4月末に会社を退職し、直後の同年5月1日にA町役場で夫婦で国民年金に加入して保険料の納付をしており、申立期間の保険料納付の免除申請は行っていないとしているところ、申立人は退職した前年に会社から400万円を超える所得を得ていたことが推認でき、退職後は雇用保険金や家具店でのアルバイト収入等があったとしている上、申立人の長女は当時既に大手証券会社に勤務していたことから、申立期間当時、夫婦は保険料の納付に窮した状況下にあったとは考え難く、申立人夫婦が申立期間の保険料納付の免除申請をしていないとする主張には信憑性がある。
- 2 申立期間①及び②について、申立人の妻は、国民年金への加入当時は3か月単位の納付書によりA町役場やD金庫F出張所で納付し、数度の納付後に1か月単位の納付書に変わり、その当時納付した保険料月額は6,000円から

7,000円であったとしているところ、納付書の3か月単位から1か月単位への変遷、納付場所及び納付金額等に係る記憶が個別具体的である上、当時の実情とおおむね一致していることから、その内容に不自然さはみられない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 5 月から 61 年 9 月までの期間、62 年 4 月から 63 年 3 月までの期間及び平成元年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。また、昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、追納加算から現年度納付に納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 5 月から 61 年 9 月まで
② 昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月まで
③ 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで
④ 平成元年 1 月から同年 3 月まで

昭和 61 年 4 月末、夫が勤務先を退職したのに伴い、同年 5 月 1 日に A 町役場（現在の B 市役所 C 所）にて夫婦で国民年金に加入した。申立期間①、②、③及び④については毎月納付書に現金を添えて主に私が同町役場や D 金庫（現在の E 金庫）で夫婦の国民年金保険料を納めたが、B 市役所の所有する夫婦の国民年金記録には不備があり信頼できるものではなく、申立期間①が申請免除、申立期間②が追納加算納付、申立期間③及び④が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その夫が昭和 61 年 4 月末に会社を退職し、直後の同年 5 月 1 日に A 町役場で夫婦で国民年金に加入して保険料の納付をしており、申立期間の保険料納付の免除申請は行っていないとしているところ、申立人の夫は退職した前年に会社から 400 万円を超える所得を得ていたことが推認でき、退職後は雇用保険金や家具店でのアルバイト収入等があったとしている上、申立人の長女は当時既に大手証券会社に勤務していたとしていることから、申立期間当時、夫婦は保険料の納付に窮した状況下に

あつたとは考え難く、申立人夫婦が申立期間の保険料納付の免除申請をしていないとする主張には信憑性がある。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立期間①と同様、免除申請を行っておらず、保険料の追納も行っていないとしているところ、申立人に関する社会保険庁の記録によれば、保険料の追納実施期間について、納付記録と追納申込記録の間に不整合がある上、ほぼ同時期に決定された保険料の還付記録には、還付対象期間が記録されておらず、行政側の記録管理に瑕疵が認められる。
- 3 申立期間①、②及び③について、申立人は、国民年金への加入当時は3か月単位の納付書によりA町役場やD金庫F出張所で納付し、数度の納付後に1か月単位の納付書に変わり、その当時納付した保険料月額が6,000円から7,000円であったとしているところ、納付書の3か月単位から1か月単位への変遷、納付場所及び納付金額等に係る記憶が個別具体的である上、当時の実情とおおむね一致していることから、その内容に不自然さはみられない。
- 4 申立期間④について、申立人は、その夫の分とともに保険料を納付したとしているところ、夫は同期間の保険料が納付済みとなっており、同期間の前後の期間も納付されていることから、同期間の保険料が未納となっているのは不自然である。
- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年10月から62年3月まで

昭和62年2月に夫が会社を退職して国民年金に加入し、A市役所から勧められ私も続いて国民年金に加入した。窓口で20歳からの国民年金保険料の未納分をローンだと思って払うように言われ、そのときから私が夫婦の月々の保険料と申立期間の分割された保険料を納付書によって近隣のB銀行(現在のC銀行)D支店で納付したので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が国民年金に加入したことに続き、A市役所で国民年金に加入し、申立人及びその夫の現年度の国民年金保険料の納付に加え、申立期間の保険料についても分割して毎月納付したとしているところ、申立人及びその夫が国民年金への加入手続をしたのは申立期間後の昭和62年4月から同年6月ころと推認でき、その時点から申立人及びその夫の保険料は納付済みとなっている上、その時点では、申立期間の保険料をさかのぼって納付できることから、申立人の主張に不自然さはみられない。

また、申立人は、申立期間分と夫婦の現年度分の保険料に関する横長で領収印欄のある納付書により、B銀行D支店で毎月保険料を納付し、その時に納付したとする申立期間分の保険料月額が6,000円台で、現年度分の保険料月額は7,000円台だったと具体的に記憶しているところ、当時の納付書仕様、納付場所及び納付金額等に関する実情とおおむね一致していることから、その内容には信憑性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から同年10月29日まで
社会保険庁の記録によると、株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成8年4月から同年9月までの標準報酬月額が相違しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成8年10月29日以降の同年11月5日付けで、同年4月から同年9月までの標準報酬月額が遡及して20万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、株式会社Aの取締役であるが、同社の経理及び社会保険業務を担当していた申立人の娘は、「社会保険の手続業務は私がすべて行っていた。標準報酬月額を変更する動きは無かった。」と供述している上、同僚は「社会保険の担当者は申立人の娘だと思う。」と供述していることから、申立人は当該減額訂正に関与していなかったものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、41万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年11月1日から7年5月31日まで
社会保険事務所からの連絡により、A株式会社に勤務した期間のうち、平成5年11月から7年5月31日までの標準報酬月額26万円が、9万2,000円に減額訂正されており、実際の給料と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を遡及^{そきゆう}訂正前の26万円に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年11月から7年4月までは26万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成7年5月31日以後の同年11月6日に、申立人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されており、5年11月から7年4月までの標準報酬月額が26万円から9万2,000円へと訂正されていることが確認できる。

また、申立人は事業主から厚生年金保険料の減額処理を行うことを聞いていたとしているものの、経理及び社会保険の事務処理を行っていた一般従業員であり、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日の前日の平成7年5月30日に退職していることから、訂正処理に関与していなかったものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、遡及^{そきゆう}して記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 26 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年2月1日から同年8月31日まで

平成20年11月にA社会保険事務所の職員が訪問し、平成5年2月1日から同年8月31日までの6か月間、標準報酬月額が53万円から8万円に引き下げられていることを初めて知った。当時の報酬は83万円であり、それに相当する保険料を控除していた。当時は社会保険手続を顧問の社会保険労務士に委託していた。変更前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人の株式会社Bにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年2月から同年7月までは53万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年8月31日以降の同年10月5日に、申立人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されており、同年2月から同年7月までの標準報酬月額が53万円から8万円へと訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は事業主であるが、当該事業所工場において製造部門の現場一筋で、経理及び社会保険手続は申立人の妻である取締役^{そきやく}に全権を委任し会社印も妻が全部管理をしており、当時は税金や社会保険料の滞納も無く、厚生年金保険料の減額訂正には一切関与していなかったと供述している。また、申立人の妻も、遡^{そきゆう}及訂正については全く知らず、本件に関して顧問の社会保険労務士や社会保険事務所職員と接触は無く、

会社印も押すはずもないとしており、その上、減額訂正に関して社会保険事務所から処理について一切連絡が無かったと供述している。

さらに、顧問の社会保険労務士は当該事業所の社会保険の資格得喪手続を受託していたが、遡^{そきゅう}及訂正には一切関与していなかったと供述している。

加えて、申立人が取引銀行から取り寄せた当該事業所の普通預金元帳によると、平成8年8月2日に同年6月分の保険料が引き落とされ、同年7月分の引き落としは確認できないものの、次回の引き落としが同年9月1日以降に到来するにもかかわらず、社会保険庁の記録では、同年9月13日付けで資格喪失^{そきゅう}処理を、また、同年10月5日付けで標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正処理がなされていることが確認でき、当該処理は滞納通知以前に行われたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、遡^{そきゅう}及して記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成4年5月から同年8月までの標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月1日から同年9月16日まで

A社会保険事務所の職員から、株式会社Bにおける申立期間の標準報酬月額が資格喪失後の平成5年1月14日にさかのぼって8万円に下げられていることを知らされた。

申立期間当時、株式会社Bは業績が芳しくなく給与の遅配がたびたびあったが、給与額が変更になったことは無い。

給与明細書を保管しており厚生年金保険料の控除額を証明できることから納得できないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によれば、申立人の株式会社Bにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年10月の定時決定において47万円と記録されており、申立期間中の標準報酬月額は同額であることが確認できる。

しかし、社会保険庁の記録では、株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成4年9月16日以後の5年1月14日に、4年5月までさかのぼって標準報酬月額が47万円から8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人が保管する雇用保険受給資格者証(平成4年9月15日離職)から、平成3年10月の定時決定に基づく標準報酬月額(47万円)から算出された厚生年金保険料を給与から控除されていたことが推認できる。

さらに、商業登記簿によれば申立人は株式会社Bの役員欄に名前が無

く、同社から厚生年金保険の標準報酬月額の変更について「説明を受けたこともその旨を承知すると答えたこともない。」と供述しており、申立人が当該標準報酬月額の訂正に関与する立場になかったことが推認できる。

なお、社会保険事務所において、このような^{そきゅう}遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は、見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該標準報酬月額については有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険庁に届け出た訂正前の記録から、平成4年5月から同年8月までを47万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和46年12月23日、資格喪失日に係る記録を50年4月6日とし、申立期間の標準報酬月額を46年12月から47年9月までは6万8,000円、同年10月から48年9月までは9万2,000円、同年10月から49年9月までは12万6,000円、同年10月から50年3月までは17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月23日から50年4月6日まで

有限会社Aには昭和44年10月から50年4月まで勤務したのに、厚生年金保険の加入期間が46年12月23日までとなっており、B区からC市へ工場が移転した後の期間について被保険者期間となっていない。工場移転後も継続して勤務しており、当時の同僚は、D地方第三者委員会へ申し立てをし、あっせんされている。給与明細書は持っていないが厚生年金保険料が給与から控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述により、申立期間において有限会社Aで勤務していたことが推認できるとともに、給与明細書を所持し、その記載内容から事業主による厚生年金保険料の控除が認められる同僚と雇用形態、業務内容などの勤務実態が同じであったと判断されることから、申立人は、当該同僚と同様、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書を所持している

同僚の保険料控除額や申立人の給与額の多寡に関する複数の同僚の供述、申立人及びこれら同僚の申立期間前後の記録から判断すると、昭和 46 年 12 月から 47 年 9 月までは 6 万 8,000 円、同年 10 月から 48 年 9 月までは 9 万 2,000 円、同年 10 月から 49 年 9 月までは 12 万 6,000 円、同年 10 月から 50 年 3 月までは 17 万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の職歴審査照会回答票（事業所情報）によれば、有限会社 A は、B 区から C 市への工場移転に伴い、昭和 46 年 12 月 23 日に適用事業所ではなくなり、C 市において 50 年 6 月 4 日から再び適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録が無い。

しかし、複数の同僚は、工場の移転後も申立人と共に継続して勤務し、移転前と業務内容及び勤務形態の変更はなかったと供述していること、また、雇用保険の加入記録によると、申立人を含む少なくとも 10 人が申立期間中に雇用保険の資格を取得していることが確認できること、さらに、当該事業所は、申立期間を含む昭和 45 年 6 月 1 日から 50 年 4 月 26 日までの期間において E 健康保険組合に加入していたことが確認できることから、当該事業所は、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務履行については、当該事業所は既に適用事業所でなくなっており、確認できる関連資料が無く、当時の取締役も生存が不明であるところ、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成6年9月7日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年5月から同年8月までの標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月から同年8月まで

A株式会社には、平成6年9月25日まで在籍していたが、同年7月の給与台帳に記載されているとおり、厚生年金保険料が引かれているにもかかわらず、6年5月から同年8月まで未納になっている。記録の回復をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が平成5年4月12日から6年9月25日までA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、提出された給与台帳の写しから、申立人の給与から厚生年金保険料の控除が確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録では、同社は、平成6年9月7日付で、同年8月17日に処理された算定基礎届が取り消され、同年5月31日にさかのぼり適用事業所でなくなった年月日の訂正処理がなされている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間について、社会保険事務所が平成6年5月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由が無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該処理が行われた6年9月7日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の社会保険事務所の取消記録、給与台帳の厚生年金保険料の控除額及び申立期間直前の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成6年3月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成5年1月から同年7月までは16万円に、同年8月から6年2月までは19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月31日から6年3月中ごろまで

私は、平成2年9月11日から6年3月中ごろまで株式会社Aに勤務していたが、ねんきん特別便によると、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人は平成2年9月12日から6年2月28日まで株式会社Aに継続勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険庁の記録から、申立人は、平成5年1月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、その処理がされたのは株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった5年1月31日より後の6年4月12日であり、また、申立人の当該事業所における5年8月の随時改訂が行われた記録についても同様に6年4月12日に遡^{そきゅう}及して取り消されていることが確認できる。さらに、当該事業所において、申立人と同日に遡^{そきゅう}及して厚生年金保険被保険者資格を喪失している者は、申立人を含め12人（事業主を含めた従業員全員）おり、そのうち9人が随時改訂又は定時決定の記録が取り消されていることが確認できる。

加えて、雇用保険の加入記録及び給与明細一覧表から、平成6年2月

28 日までは株式会社Aが適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、遡^{そきゅう}及して被保険者資格喪失処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人が提出した給与明細一覧表から、平成5年4月から6年2月まで株式会社Aの事業主により厚生年金保険料が控除されていたことが推認でき、さらに、源泉徴収票の写し（平成5年分）から、5年1月から同年12月までの当該保険料控除額は、当時の保険料率から妥当な額である。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年1月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である6年3月1日であると認められる。

また、標準報酬月額については、申立人の取消前の申立期間に係る社会保険庁の記録から、平成5年1月から同年7月までは16万円に、同年8月から6年2月までは19万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年4月1日から6年10月1日まで
社会保険庁の記録では、株式会社Aに勤務していた平成4年4月1日から6年10月1日までの期間の標準報酬月額は8万円となっているが、誤りであると思うので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。当時、このような少ない給与で生活できるはずがない。前年の収入、支出などから保険料、税金などきちんと納めているはずである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間について、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年4月から6年9月までは44万円と記録されていたが、6年5月9日に申立人を含む複数人の標準報酬月額が遡及して訂正処理されており、申立人の4年4月から6年9月までの標準報酬月額が8万円に減額されていることが確認できる。

また、申立人が加入していたB年金基金の記録においても、申立人の株式会社Aにおける厚生年金基金の標準報酬月額は、当初、平成4年4月から6年9月までは44万円と記録されていたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった7年5月31日以後の同年8月25日に申立人を含む複数人の標準報酬月額が遡及して訂正処理されており、申立人の4年4月から6年9月までの標準報酬月額が8万円に減額されていることが確認できる。

さらに、当時の事業主は、「申立期間当時の経営状態は最悪。最大の得意先を失い資金繰りに苦労していた。社会保険料の滞納があったこと

は知っていた。また、標準報酬月額^の訂正処理が行われたことは知っていたし、同意した。当時、社会保険料の滞納^の件で、社会保険事務所といろいろと折衝し、その折衝の中でアドバイスを受け、高給者の中からそのような処置をしたと聞いている」との供述をしている。加えて、同僚も「平成6年5月から6月ころに経営不振になり、資金繰りに苦勞していたと思う」と供述している。

なお、申立人は、当時、技術者であり、減額訂正に関与する立場にはなかった。

これらを総合的に判断すると、当該処理^を遡^{そきゅう}及^{して}行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は平成4年4月から6年9月までを44万円とすることが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年11月及び29年8月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社（現在は、株式会社B）C工場における資格取得日を28年11月10日に、同社本社における資格取得日を29年8月30日に訂正し、標準報酬月額を28年11月は8,000円、29年8月は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年6月16日から同年10月1日まで
② 昭和28年11月10日から同年12月10日まで
③ 昭和29年8月30日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。A株式会社に昭和26年3月に入社してから40年7月に退職するまで、同社C工場への転勤はあったものの、継続して勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③については、雇用保険の記録により、申立人が昭和26年10月1日から40年7月15日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、申立人のA株式会社C工場における被保険者資格の取得日が昭和28年12月10日となっているが、申立人及び同僚は、申立人に係る同社本社における同年11月10日の厚生年金保険の資格喪失は、申立人の弟がC工場長を退職（C工場を28年11月10日に資格喪失）するのに伴い、

後任として赴任したことによるものであると供述している。

さらに、申立期間③について、A株式会社C工場における厚生年金保険の資格喪失日が昭和29年8月30日になっているが、同日が同工場の事業休止により適用事業所ではなくなった日であることが健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認でき、また、本社での資格取得日が同年9月1日となっているが、申立人は、同工場の処分業務終了後に本社に赴任したと供述していること、申立人から提出のあった同工場に係る同年8月及び同年10月の給与明細書において厚生年金保険料の控除が認められることから判断すると、申立人は同社C工場が適用事業所ではなくなった日に同工場の被保険者資格を喪失し、同日に同社本社において資格を取得したものと認められる。

これらの状況を総合的に判断すると、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、両申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C工場における昭和28年12月の社会保険事務所の記録から、28年11月は8,000円に、同社本社における29年9月の社会保険事務所の記録から、29年8月は1万8,000円とすることが妥当である。

なお、両申立期間における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 一方、申立期間①については、同僚の供述及び当時の勤務実態に関する申立内容により、申立人がA株式会社に勤務していたことはうかがわれるが、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を昭和26年3月1日に資格取得し、同年6月16日に喪失、その後、同年10月1日に再取得しており、それらに訂正の痕跡が無いことが確認できる。

また、上記被保険者名簿により、申立期間①における申立人の名前が無く、健康保険の整理番号が連番で欠番も無いことが確認できる。

さらに、当該期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

加えて、事業主に照会するも、賃金台帳等は保存されておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月1日から同年12月31日まで
② 平成3年12月31日から同年3月31日まで

社会保険庁の記録によると、有限会社Aにおける平成4年1月の訂正処理で、3年4月1日から同年12月31日までの標準報酬月額が44万円から15万円にさかのぼって引き下げられている。納得できないので、記録を訂正してほしい。また、退職したのは4年3月末なのに、資格喪失が3年12月31日になっているのはおかしいので訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、有限会社Aは、平成3年12月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の申立期間①に係る当該事業所における厚生年金保険の標準報酬月額については、社会保険庁の被保険者資格記録において、当初、3年4月から同年11月までは44万円と記録されていた。

しかし、その後の社会保険庁の記録では、当該事業所において、適用事業所に該当しなくなった日の後の平成4年1月21日付けの訂正処理において、申立人の標準報酬月額の記録がさかのぼって引き下げられており、申立人の標準報酬月額は、3年4月から同年11月までの期間が44万円から15万円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、商業登記簿謄本により、申立期間当時において有限会社Aの取締役ではなかったことが確認できる上、申立人は申立期間に

において工場長であったが、経営に参画していたわけではなく、実態としては、現場で働く一作業員であったと複数の同僚が供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡^{そきゅう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①の標準報酬月額については、事業主が当初、社会保険事務所に届け出た 44 万円に訂正することが必要である。

一方、被保険者資格の喪失日については、社会保険庁の記録によると、同社は、平成 3 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、同記録によると申立人及び複数の同僚は 3 年 12 月において、国民年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、同僚の一人は同社が平成 3 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなる以前に、同社から国民年金に切り替えるよう説明があったと供述している。

なお、申立人には申立期間②当時の雇用保険記録は確認できないことから、当該期間の勤務について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として平成 3 年 12 月 31 日から 4 年 3 月 31 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を、50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月1日から9年3月19日まで
平成9年3月21日に、さかのぼって、A株式会社での7年12月1日から9年3月19日までの期間の標準報酬月額が50万円から9万2,000円に引き下げられているのはおかしいので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、A株式会社は、平成9年3月19日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の当該事業所における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、同日以降の同年3月21日付で、さかのぼって、7年12月から9年2月までの期間について50万円から9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人の平成7年12月分から9年2月分までの金銭出納帳により、申立期間の厚生年金保険料として、標準報酬月額50万円に相当する保険料が事業主により給与から控除されていることが推認できる。

一方、A株式会社の登記簿謄本から、申立人は当該訂正処理が行われた平成9年3月21日に同社の取締役であったことが確認できる上、複数の従業員は、申立人は、同社の代表取締役の親族であったものの、役職は現場監督であり入社以来、社会保険の手続等に関しては、部署が違うので全く関わりはなかったとしている。

また、申立人は昭和58年12月1日から平成14年2月28日まで雇用保険に加入していることなどから判断すると、申立人は、実質的に当該事業所とは雇用関係にあったものと認められ、社会保険関係事務に関する権限を有していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、事業主が当初、社会保険事務所に届けた 50 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額^{（標準報酬月額）}の記録については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から5年5月10日まで

社会保険事務所からの連絡により、株式会社Aに勤務した申立期間の標準報酬月額^{（標準報酬月額）}が遡及して訂正されていることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年3月から5年4月までは47万円と記録されていたが、申立人が株式会社Aを退職した同年5月10日以降の6年4月4日付けで、26万円にさかのぼって減額訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人は、株式会社Aの商業登記簿謄本によると取締役であったことが確認できるが、平成2年12月まで同社と顧問契約を結んでいた社会保険労務士は、「厚生年金保険関係の会社での窓口担当者は別の者で申立人が厚生年金保険関係の業務について担当していたことは無かった」と供述している。

一方、雇用保険の記録によれば、申立人の株式会社Aの離職日は平成5年5月10日であったことが確認でき、社会保険事務所が当該記録を訂正処理した日の11か月前に同社を既に退職していることが確認できる。

さらに、雇用保険の求職者給付記録から、離職時賃金の日額は1万6,293円であり、この日額に30日間を乗じた額（48万8,790円）と訂正前の標準報酬月額47万円がおおむね一致している。

加えて、株式会社Aの代表取締役は、「申立期間当時、会社の資金繰りが悪いため一部滞納があったが、その都度社会保険事務所に相談に行った」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初社会保険事務所に届け出た 47 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年4月1日から4年2月29日まで
社会保険事務所からの連絡により、株式会社Aに勤務した期間のうち、平成3年4月から4年1月までの標準報酬月額が、遡及して訂正されていることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年4月から4年1月までは50万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成4年2月29日より後の同年9月2日付けで、申立人を含む複数の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが確認でき、申立人の申立期間における、3年4月から4年1月までの標準報酬月額は、50万円から34万円へと訂正されていることが確認できる。

一方、雇用保険の支給記録によれば、離職時賃金の日額は1万6,333円であり、この日額に30日間を乗じた額（48万9,990円）と訂正前の標準報酬月額50万円がおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、当該処理を遡及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和51年2月27日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和50年10月から51年1月までの標準報酬月額については11万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月31日から51年4月9日まで
社会保険庁の記録では、A株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和50年10月31日になっているが、51年4月までは勤務していたのでこの期間を被保険者として認めてほしい。この間、国民年金に加入記録があるが厚生年金保険の被保険者と思っていたため未納状態になっている。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人のA株式会社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和50年10月31日となっているが、雇用保険の加入記録、同僚の供述から被保険者資格喪失日の同年10月31日以降もA株式会社に勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和51年2月27日付けで50年10月31日にさかのぼって同事業所が適用事業所に該当しなくなる処理を行っており、申立人の資格喪失日についても同日となっていることが確認できる。同様に、適用事業所に該当しなくなった日以降の資格喪失日及び資格取得処理日の記録があり、適用事業所に該当しなくなった日に記録の訂正及び取り消しが行われた者が多数存在していることが確認できることから、申立人の資格喪失に係る処理は事業主による有効な届出に基づくものではなかったと認められる。

このように当該訂正処理前の記録から、同日においてA株式会社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、約4か月もさかのぼって適用事業所に該当しなくなる処理並びに資格得喪の訂正及び取り消し処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において不合理な処理が行われたと認められる。

さらに、同僚の供述によれば、A株式会社は昭和51年2月末に倒産状態に陥り6人から8人の社員が残っただけとしており、同社の残務整理が同年2月末に行われたことが推認できる。

加えて、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、全喪届と同時に提出した被保険者資格喪失者97人中、申立人を含む69人の健康保険証が返納された記録が確認できる。このほか厚生年金保険料控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記資格喪失に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所の適用事業所に該当しなくなる処理が行われた昭和51年2月27日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和50年9月の社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から11万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から10年9月29日まで
A株式会社における平成9年11月から10年8月までの標準報酬月額が36万円から18万円に引き下げられているのはおかしいので、調査の上、標準報酬月額を元の金額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)において、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、A株式会社に勤務した申立期間の平成9年11月から10年8月までは36万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A株式会社について厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成10年9月29日の前日の同年9月28日に、申立人を含む6人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額は上記の36万円から18万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような遡^{そきゅう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人の申立期間における給与は、提出された申立人の預金通帳の写しから、毎月、月額約30万円が事業主から振り込まれていることが確認できることから、申立期間における標準報酬月額を、当時の社会保険料率及び雇用保険料率並びに所得税率を基に推定すると、申立人の標準報酬月額は記録訂正前の36万円であることが推認できる。

さらに、同僚から提出のあった平成10年5月から同年11月までの給与

明細書の写しから、事業主による厚生年金保険料の控除額は、社会保険庁の遡^{そきゆう}及訂正前の標準報酬月額に基づく控除額と一致していることが確認できる。

なお、事業主は、訂正処理が行われた当時は倒産寸前で資金繰りが苦しかった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 36 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月1日から10年9月29日まで
A株式会社における平成9年12月から10年8月までの標準報酬月額が18万円から9万8,000円に引き下げられているのはおかしいので、調査の上、標準報酬月額を元の金額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)において、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、A株式会社に勤務した申立期間の平成9年12月から10年8月までは18万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A株式会社について厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成10年9月29日の前日の同年9月28日に申立人を含む6人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額は上記の18万円から9万8,000円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような遡^{そきゅう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、同僚から提出のあった平成10年5月から同年11月までの給与明細書の写しから、事業主による厚生年金保険料の控除は、社会保険庁の遡^{そきゅう}及訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除は社会保険庁の遡^{そきゅう}及訂正前の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金

保険料が控除されていたことが推認できる。

さらに、申立人と同様に標準報酬月額が減額訂正された別の同僚についても、平成9年8月から10年11月までの、事業主からの振込額が記載された預金通帳の写しからは、月額約30万円が振り込まれていることが確認できる。この振込額から同僚の標準報酬月額は社会保険庁の記録訂正前の36万円であったことが推認できることから、申立人の申立期間における標準報酬月額は社会保険庁の記録訂正前の18万円であることが推認できる。

なお、事業主は、訂正処理が行われた当時は倒産寸前で資金繰りが苦しかった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た18万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成5年10月から6年9月までの標準報酬月額を47万円に、同年10月から7年1月までの標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から7年2月28日まで
社会保険事務所の記録では、有限会社Aに勤務していた期間のうち、平成5年10月1日から7年2月28日までの期間の標準報酬月額が実際の給与額より低い額に訂正されているので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の申立期間に係る有限会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年10月から6年9月までは47万円、同年10月から7年1月までは44万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（7年2月28日）以降である同年3月16日付けで、申立人を含む3人の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合は、9万8,000円に^{そきゅう}遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、同社が適用事業所ではなくなった後に社会保険事務所の職員から事業主、申立人及び申立人の実弟の3人の標準報酬月額を^{そきゅう}遡及訂正して滞納保険料を解消するよう指導があり、事業主に社会保険事務所の指導内容を報告したところ、事業主から申立人が^{そきゅう}遡及訂正の事務手続を行うよう指示があったため、事業主の指示に従い^{そきゅう}遡及訂正の事務手続を行ったものであり、社会保険事務について権限は有していなかったと主張し

ている。

さらに、事業主も申立人から社会保険事務所の指導内容の報告を受け、滞納保険料を解消する手続を行うように指示したと供述しており、同僚の一人も申立人が独断で遡^{そきゅう}及訂正の手続を行うことは考えられないと供述している。

なお、登記簿によると、申立人は当該事業所の役員ではなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成5年10月から6年9月までは47万円、同年10月から7年1月までは44万円にすることが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月21日から4年9月25日まで
社会保険事務所の記録では、株式会社Aに勤務していた平成3年9月21日から4年9月25日までの期間の標準報酬月額が実際の給与額より低い額に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）においては、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年9月から4年8月まで41万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（4年10月21日）以降である同年12月17日付けで、申立人を含む二人の標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合、標準報酬月額を22万円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、株式会社Aの商業登記簿謄本において役員として記載されていない上、雇用保険にも加入しており、社会保険事務に権限を有していない一般社員であったと認められることから、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

さらに、元取締役及び元同僚は、系列会社（事業主が同一人物）である株式会社Bの経理担当者が株式会社Aの経理事務を行っていたと供述しており、株式会社Bの経理担当者も、「自分が株式会社Aの経理事務を行っ

ていたので、申立人は社会保険事務に関与していない。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円にすることが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月1日から3年8月30日まで
社会保険事務所の記録では、A株式会社に勤務していた平成2年11月1日から3年8月30日までの期間の標準報酬月額が実際の給与額より低い額に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）においては、申立人の申立期間に係るA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年11月から3年7月まで30万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（3年11月20日）以降である4年4月23日付けで、申立人を含む12人の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合、標準報酬月額を15万円に^{そきゅう}遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、雇用保険被保険者台帳の全記録によると、申立人の同社での雇用保険資格取得時（平成2年11月1日）の賃金月額が30万円であったことが確認できる。

さらに、同社の元取締役及び元同僚は、申立人は不動産物件の販売係であったと供述しており、申立人は、標準報酬月額を^{そきゅう}遡及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理

を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 30 万円にすることが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和26年8月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月10日から同年9月23日まで
昭和26年8月にA株式会社本社から同社C(D市)に転勤したが、社会保険庁の記録では、A株式会社B工場での資格取得日が同年9月23日になっている。

しかし、A株式会社では定年まで継続して勤務していたことから、昭和26年8月の保険料も給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出を受けた職員票、在籍証明書及び雇用保険の被保険者加入記録により、申立人がA株式会社に継続して勤務し(昭和26年8月10日にA株式会社本社から同社C(厚生年金保険の適用は、A株式会社B工場)に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における昭和26年9月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年6月30日まで
社会保険庁からの連絡により、株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成3年10月から4年5月までの標準報酬月額が30万円から15万円に、4年6月29日に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）においては、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年10月から4年5月までは30万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった4年6月30日の前日である同月29日付けで、申立人を含む4人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合は、申立期間における標準報酬月額が定時決定の記録を取り消された上で^{そきゅう}遡及して15万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は経理業務担当であり、社会保険事務に権限を有していなかったと主張しており、同僚の一人も「申立人は経理業務担当だった。」と供述していることから、申立人は、社会保険事務について権限を有しておらず、標準報酬月額を^{そきゅう}遡及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

なお、複数の同僚が、「当時、経営不振で資金繰りには苦勞していたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡^{そきゆう}及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり平成3年10月から4年5月までは30万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月 1 日から 3 年 3 月 21 日まで
社会保険庁からの連絡により、A 株式会社に勤務していた期間のうち、平成元年 12 月から 3 年 2 月までの標準報酬月額が同年 4 月に 53 万円から 8 万円に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）においては、申立人の申立期間に係る A 株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初 53 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 3 年 3 月 31 日より後の同年 4 月 10 日付けで、申立人を含む二人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合は、申立期間における標準報酬月額が 8 万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は取締役であったが、営業部長であったので社会保険を所管する部署とは全く関わりがなかったと主張しており、取締役の一人は「申立人は営業部長であった」と供述していること、及び複数の同僚も「申立人は営業職であった」と供述していることから、申立人は、社会保険事務について権限を有しておらず、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正

があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり53万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和 55 年 12 月 31 日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 55 年 8 月から同年 11 月までの標準報酬月額については、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月 31 日から 56 年 1 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、A株式会社における厚生年金保険の資格喪失日が昭和 55 年 8 月 31 日となっているが、同社には同年 12 月末まで勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が昭和 55 年 12 月 30 日までA株式会社に勤務していたことが確認できるが、社会保険事務所の記録では、同年 8 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険事務所の記録では、A株式会社は、昭和 55 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、B社会保険事務所が保管する同社の事業所別被保険者名簿によると、申立人を含めて7人の従業員の資格喪失日が、56年1月16日に、55年12月31日から同年8月31日に訂正されていることが確認できる。

また、複数の同僚が申立人は「会社の都合」で昭和 55 年 12 月末日に解雇されたと供述しており、雇用保険に記録されている離職原因とも符合している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 55 年 8 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無

く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、訂正前の記録である 55 年 12 月 31 日にすることが必要であると認められる。

また、昭和 55 年 8 月から同年 11 月までの標準報酬月額については^{そきゅう}遡及訂正前の申立人の A 株式会社に係る社会保険事務所の記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間（資格喪失日を昭和 56 年 1 月 1 日と主張している）のうち、55 年 12 月の厚生年金保険被保険者期間については、同月末まで勤務していたこと及び同月の厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細等の資料は無く、このほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月1日から53年6月30日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間の標準報酬月額は、社会保険庁の記録では16万円となっているが、B年金基金の同記録では26万円である。社会保険庁の記録を26万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B年金基金の記録では、申立期間の標準報酬月額は26万円であることが確認できる上、同基金及びC組合では、申立期間当時の事業主からの標準報酬月額に関する社会保険庁、同基金及び同健康保険組合に対する届出書様式は、複写式であったとしており、同じ内容の届出が同基金、同健康保険組合及び社会保険事務所に行なわれたと推認できる。

なお、B年金基金及び社会保険庁における申立人に係る標準報酬月額の記録をみると、申立期間を除いて一致する。

また、株式会社A提出の各人別賃金計算表に記載の申立人に係る昭和52年4月及び53年4月の基準内賃金額は、いずれも社会保険庁の標準報酬月額の記録である16万円を上回っており、51年4月から54年4月までの間の同賃金額は年々増加している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を事業主が社会保険事務所に行ったと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、B年金基金の記録から26万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から4年3月31日まで
社会保険事務所によって、申立期間の株式会社Aでの標準報酬月額が53万円から11万円に減額されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時勤めていた株式会社Aは、平成4年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人も同日に被保険者資格を喪失しているが、申立人の標準報酬月額は適用事業所ではなくなった日かつ資格喪失日後である同年4月4日に、3年10月1日の定時決定（標準報酬月額の記録は53万円とされていたもの）を取り消した上で、同年5月から4年2月までの期間について、53万円を11万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが社会保険庁の記録により確認できる。

また、申立人は、株式会社Aでは販売部長であり、社会保険関係事務に関与していないと主張しており、同社の社会保険事務を担当していた同僚及びその他の同僚も同様の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から53万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を、平成6年1月から同年4月までは38万円、同年5月及び同年6月は32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月1日から同年7月21日まで
A株式会社における申立期間に係る標準報酬月額が9万8,000円に減額されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、取締役を勤めていたA株式会社は、平成6年7月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人も同日に被保険者資格を喪失しているが、申立人に係る標準報酬月額は適用事業所ではなくなった日以降である同年11月29日に、同年1月から同年4月までが当初記録されていた38万円から9万8,000円に、同年5月及び同年6月が同じく32万円から9万8,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが社会保険庁の記録により確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、A株式会社においては、取締役という役職ではあったが、現場で機械の加工、組立て及び修理などのアフタサービスを主業務とし、社会保険手続等の業務は事業主と別の取締役が行っており、遡^{そきゅう}及訂正についても事業主から聞いていないと主張している上、同社の事業主も、遡^{そきゅう}及訂正処理の手続及び社会保険関係書類の作成は、自分自身が行ったと供述しており、同社の監査役である経営コンサルタントからも、実際の社会保険手続は別の取締役が行っていたとの供述があった。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理

由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成6年1月から同年4月までは38万円、同年5月及び同年6月は32万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の平成3年1月から同年9月までの標準報酬月額を50万円に、同年10月から4年11月までの標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から4年12月1日まで
株式会社Aにおける申立期間の標準報酬月額が20万円に減額されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時勤めていた株式会社Aは、平成4年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人も同日に被保険者資格を喪失しているが、申立人の標準報酬月額は同日以降である5年1月27日に、3年10月及び4年10月の定時決定を取り消した上で、3年1月から同年9月までの期間について50万円から20万円に、同年10月から4年11月までの期間について53万円から20万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが社会保険庁の記録により確認できる。

また、商業登記簿によると、申立人は株式会社Aの取締役^{そきゅう}に就いているが、申立人は、事業主に名目上の取締役であると言われたので取締役としての意識は無く、現場でB業務を担当しており、社会保険関係事務には全く関わっていないと主張しているところ、当時の役員及び同僚も、申立人は1日中現場で電話線関係の工事に従事しており、社会保険関係事務には携わっていなかったと思うと供述している上、雇用保険の加入記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない

ことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成3年1月から同年9月までは50万円に、同年10月から4年11月までは53万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月29日から同年7月1日まで

昭和43年3月21日、A株式会社C工場に入社し、44年4月ごろ同社B工場に転勤し、その後45年6月末日に同社C工場に再度転勤をした。その間職場は変わっても退職はしていないが、申立期間の被保険者記録が無い。当時の給与支払明細書をみると、厚生年金保険料は1月も途切れることなく控除されているので申立期間を厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与支給明細書、雇用保険の被保険者記録、事業主の回答及び複数の同僚の供述により、申立人はA株式会社に継続して勤務し（昭和45年7月1日にA株式会社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における給与支給明細書において確認できる控除保険料額から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社では当時の関係資料が無いため保険料を納付したか否かについては、不明としており、このほかに確認できる関係資料及び周辺事情は無

いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成5年9月から6年5月までは19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年9月22日から6年6月16日まで
社会保険事務所からの連絡により、A株式会社に勤務した期間について、平成6年7月において、標準報酬月額が5年9月までさかのぼり、19万円を11万8,000円に引き下げられている。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年9月から6年5月までは19万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A株式会社が適用事業所ではなくなった日（平成6年6月16日）の後の同年7月25日に、申立人を含む複数人が標準報酬月額の記録をさかのぼって減額訂正されており、申立人に係る5年9月から6年5月までの標準報酬月額は上記の19万円から11万8,000円へと訂正されていることが確認できる。

一方、雇用保険の被保険者台帳全記録トレーラーによれば、申立人の当該事業所における被保険者期間の賃金月額は18万7,000円となっている。

また、標準報酬月額を申立人と同期間において、24万円から15万円にさかのぼって減額訂正されている同僚から提出された平成5年9月分及び同年10月分の給与明細書から確認できる厚生年金保険の保険料控除額は、標準報酬月額の22万円に対応している。

さらに、事業主及び複数の同僚は「申立人は経理とは関係なかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、当該処理を^{そきゆう}遡及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 19 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年3月30日から5年4月30日まで
社会保険事務所からの連絡により、株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給料と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の申立期間にかかる株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円（当時の最高等級）と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、株式会社Aが適用事業所ではなくなった日（平成5年4月30日）の後の同年5月20日に、申立人を含む複数人が標準報酬月額の記録をさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、4年3月から5年3月までの標準報酬月額が53万円から8万円へと訂正されていることが確認できる。

一方、申立人が提出した雇用保険の加入記録によれば、記載された離職時賃金日額1万9,160円に30を乗じた額（57万4,800円）と訂正前の標準報酬月額53万円がおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、当該処理を^{そきゆう}遡及して行う合理的理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 36 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
社会保険事務所からの連絡により、A 株式会社に勤務していた期間のうち平成 10 年 1 月 1 日から同年 11 月 1 日までの標準報酬月額が、同年 11 月 12 日に遡及^{そきゆう}して 36 万円から 9 万 2,000 円に減額されていることが判明した。そのため、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、A 株式会社は平成 10 年 11 月 1 日に適用事業所に該当しなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は、同日以降の同年 11 月 12 日付けで、同年 1 月 1 日から同年 11 月 1 日までの間、36 万円から 9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人名義の普通預金通帳の記録から、申立期間中に事業所から支払われた給与の手取り額は 18 万円から 30 万円であることが確認できることから、標準報酬月額を 9 万 2,000 円に訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人から提出のあった平成 9 年及び 10 年分の源泉徴収票に記載のある社会保険料控除額を検証したところ、申立どおりの標準報酬月額に基づく保険料額の合計とおおむね一致している。

さらに、元代表取締役や複数の同僚から、申立人の担当していた業務内容の詳細な供述が得られており、申立人が当該減額訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡及^{そきゆう}して行う合理的な

理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 36 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

1 申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

2 また、申立期間②における資格喪失日は平成6年11月2日であると認められることから、申立人の申立期間②に係る資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、50万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年7月1日から6年7月31日まで
② 平成6年7月31日から同年11月2日まで

社会保険事務所からの連絡により、有限会社Aに勤務していた期間のうち平成5年7月1日から6年7月31日までの標準報酬月額が、同年11月2日に遡^{そきゅう}及して50万円から8万円に減額されていることが判明した。そのため、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。また、給与明細書では、6年10月分給与まで厚生年金保険料が控除されており、同年7月から同年10月まで厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できないので、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁の記録では、有限会社Aは平成6年7月31日に適用事業所に該当しなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は同日以降の同年11月2日付けで、5年7月から6年6月までの間、50万円から8万円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人が所持していた源泉徴収票の記載から、申立期間①について給与額に随時改定に該当するような変動はみられず、標準報酬月額を8万円に訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、元代表取締役や同僚から、申立人の担当していた業務内容の詳細な供述が得られており、申立人が当該減額訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間①について、当該訂正処理を遡^{そきゆう}及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から50万円とすることが必要である。

2 申立期間②について、社会保険庁の記録では、有限会社Aは平成6年7月31日に適用事業所に該当しなくなっているところ、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同日以降の同年11月2日付けで、遡^{そきゆう}及して処理されていることが確認できる。

しかし、雇用保険の記録から申立人は有限会社Aに平成13年5月21日まで継続して勤務しており、そのうち6年10月分までは厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが給与明細書の記載から確認できることから、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、社会保険庁の記録によれば、有限会社Aは平成6年7月31日付けで適用事業所ではなくなっているが、申立期間②において法人格を有していることから、申立期間②当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②について、当該処理を遡^{そきゆう}及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間②に係る資格喪失日について、有効な処理があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る資格喪失日は、当該処理が行われた平成6年11月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、50万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年8月1日から同年10月1日まで
② 平成元年10月1日から6年1月1日まで

社会保険事務所からの連絡により、A株式会社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁の記録では、申立人の標準報酬月額は平成16年8月30日付けで、元年8月から同年9月までの間、34万円から26万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当時申立人が加入していたB年金基金は、平成17年5月1日付けで厚生年金保険の代行部分の返上を行っており、その業務を引き継いだC年金基金が保有していた厚生年金基金加入員台帳の記録も社会保険庁の記録と一致している。

しかし、事業主が提出した人事カードの記載から、申立人の給与は平成元年3月16日付けで25万7,000円から26万400円に昇給していることが確認でき、事業主は同年5月から増額した額で給与が支払われていたはずであると供述している。

また、C年金基金から提出された平成元年8月1日付けの加入員標準給与月額変更届に記載された算定対象月の給与額は、人事カードの記録にある昇給後の給与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立期間①については、平成元年8

月 1 日付けの随時改定には該当せず、社会保険庁の当初の記録どおり元年 10 月 1 日付けの定時決定が行われていたはずであり、当該訂正処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 34 万円とすることが必要である。

- 2 申立期間②について、社会保険庁の記録では、平成 16 年 8 月 30 日付けで、元年 10 月から 5 年 12 月までの間の標準報酬月額の決定及び改定処理が入力し直されていることが確認できる。

しかし、平成 16 年 8 月 30 日付けの当該処理によって実質的な標準報酬月額の訂正は行われておらず、また、事業主が提出した被保険者月額決定（改定）通知書及び C 年金基金が提出した加入員給与月額算定基礎（変更）届に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②については、厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年9月2日から同年9月10日まで
② 平成3年9月11日から4年1月ごろまで

社会保険庁の記録では、平成3年9月2日から同年9月10日までの標準報酬月額が給与の額に見合っていない。当該期間の給与は約50万円であり、標準報酬月額を給与の額に見合うように訂正してほしい。

A社の勤務期間は、平成4年1月ごろまでであるので当該期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。なお、同期間の給与も約50万円である。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁が保管する被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によれば、平成3年9月2日の資格取得時における標準報酬月額は、当初50万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A株式会社が適用事業所ではなくなった平成3年10月4日以降の5年2月23日に申立人を含む6人の標準報酬月額の記録が減額訂正されており、申立人の場合、3年9月の標準報酬月額が50万円から26万円に訂正されているのが確認でき、社会保険事務所において、このような^{そきゅう}遡及により記録を訂正するという合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は役員ではなく、同僚の供述によっても当該標準報酬月額の訂正に関与する立場にはなかったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、

事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額記録から平成3年9月について50万円とすることが必要と認められる。

2 申立期間②について、申立人が平成3年9月末ごろの事務所の移転に携わっていたことを複数の関係者が供述しており、当時、申立人が勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録ではA株式会社は平成3年10月4日に適用事業所ではなくなっており、同日付けで資格を喪失した者一人を除き、同年9月末日には他のすべての被保険者が資格を喪失していることも確認できる。

さらに、申立人は社会保険事務所の記録によれば、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した平成3年9月から同年12月まで国民年金に加入し、その保険料を印紙により納付していることが確認できる。

加えて、当該事務所の移転の理由が現に使用している事務所の維持が経済的に困難となったためであることを申立人及び関係者が供述しているほか、当該移転に携わった従業員からは経営状態は給料が出なくなるほど逼迫していたため退職したとの供述があり、申立人もその後の給料は、その都度5万円、10万円と現金を手渡されていたと供述している。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

夫が自営の建設業で将来の保証がないので、夫の父親に勧められて国民年金に加入した。社会保険庁の記録では現住所のA町に転居した時からの納付記録はあるが、結婚後間もなくB地に住んでいた時の期間が未納となっている。加入後は未納の記憶は一切無く、この未納の記録は納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人及びその夫から聴取しても、国民年金の加入時期、保険料の納付方法等の記憶は曖昧であり、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人には、昭和38年7月ごろ、40年11月ごろ、及び42年3月ごろの3度、夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されているが、40年11月ごろにC区において払い出された手帳記号番号に係る申立人の記憶は無いほか、42年3月ごろに払い出された手帳記号番号では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間は72か月と長期間であり、これだけの期間にわたり行政側の記録管理に不備があったとも考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は自営の建設業で将来の保証がないので、実父に勧められて国民年金に加入した。社会保険庁の記録では現住所のA町に転居した時からの納付記録はあるが、結婚後間もなくB地に住んでいた時の期間が未納となっている。保険料の納付は妻が主に行ってはいたが、加入後は未納の記憶は一切無く、この未納の記録は納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人及びその妻から聴取しても、国民年金の加入時期、保険料の納付方法等の記憶は曖昧であり、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人には、昭和38年7月ごろ、40年11月ごろ、及び42年3月ごろの3度、夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されているが、40年11月ごろにC区において払い出された手帳記号番号に係る申立人の記憶は無いほか、42年3月ごろに払い出された手帳記号番号では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間は72か月と長期間であり、これだけの期間にわたり行政側の記録管理に不備があったとも考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から52年3月まで

私は昭和36年、養子縁組により妻と同居したが入籍したのは54年12月であったので、入籍前は旧姓のA名で納付書が送られてきており、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。当初保険料は婦人会が国民健康保険料と共に集金しており、一人でも未納者がいると報奨金に影響するので迷惑を掛けないように努力したと妻が言っている。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、その妻が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとするその妻は、昭和36年の初めは申立人の父が納付したがそれ以降は申立期間を含め、B町（現在は、C市）において婦人会を通じて、又は申立人の旧姓で送付されてきた納付書によりその妻の分と合わせて納付したとしているが、申立人がB町に住民票を異動させたのは昭和47年8月であり、それまではD町で住民登録され、36年4月から43年6月までの保険料も同町において納付されており、その妻の申述とは符合しない。

さらに、社会保険事務所の特殊台帳に「44年4月不在確認、52年4月判明」と記載されていることから、何らかの理由により昭和44年4月に不在決定され、54年4月に所在が判明するまでの間は、行政において申立人を被保険者として管理できなかったために納付書の発送等の国民年金保険料収納を行うための措置を取ることができず、申立人は保険料を納付できな

かった可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

申立期間当時は、個人で施工図面の製図の仕事をしていたが、昭和 61 年 4 月の第 3 号被保険者の制度が始まった時、自分は該当しないと
思い保険料を納付し続けていたことから、61 年 4 月以前に国民年金に
任意加入し、国民年金保険料を納付していたはずである。

国民年金に任意加入した時期の記憶は定かではないが、昭和 58 年分
の所得税の確定申告で、事業用の自動車の購入及び車庫の増築工事の支
出を計上しており、同年の確定申告で国民年金保険料を申告した記憶が
あるため、少なくとも 58 年 4 月には加入していたはずである。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年分の所得税の確定申告時には、すでに国民年金に
任意加入していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号から
推定される加入時期は、61 年 8 月ころであり、その時点では、任意加入
期間である申立期間の国民年金保険料はさかのぼって納付できず、別の手
帳記号番号が払い出された形跡もみられない。

また、申立人は、申立期間当時の所得税の確定申告で国民年金保険料を
社会保険料控除として計上したとしているが、申立期間当時の確定申告書
は保管されておらず、その計上の事実は不明であり、ほかに申立期間の保
険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め
ることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から同年3月までの期間及び同年6月から52年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から同年3月まで
② 昭和38年6月から52年12月まで

昭和42年にA市役所から、過去4年間の未納保険料の納付についての照会の電話があったので、市役所で未納保険料の口座引落手続を依頼し、その後の保険料も口座から引き落とされていた。通帳は既に紛失して無いが、確かに納付していたので申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、昭和42年にA市役所から、過去4年間の未納保険料の納付についての照会の電話があったので、市役所で未納保険料の口座引落手続を依頼し、その後の保険料も口座から引き落とされていたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は41年12月ころ払い出されていることから、その時点では、申立期間①の全部及び申立期間②の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、昭和42年当時のA市役所における国民年金保険料の収納方法は印紙検認方式であり、口座振替での保険料の納付はできなかつた上、社会保険庁の記録では申立人が口座振替を開始したのは、平成14年4月からとなっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年10月から55年3月まで

申立期間当時、実家は家族で塗装業を営んでおり、経営状況は良かったので、私の国民年金の保険料が未納となっていることはおかしい。当時、我が家の家計は、妻に任せており、国民年金保険料は妻が夫婦の分を納付していたと思うので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の元妻が、申立人及びその元妻の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったと主張しているが、申立人は、その元妻と平成21年5月に離婚していることから、加入状況、納付状況についてその元妻から事情を聴取できない上、申立人自身は保険料の納付に関与していないことから、申立期間の具体的な保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を一緒に納付したとする申立人の元妻も申立期間は未納となっている。

さらに、申立人及びその元妻のA市国民年金被保険者名簿には、申立人及びその元妻に、昭和51年10月に、申立期間のうちの49年10月から51年3月までの期間の納付書が社会保険事務所から発行された記録と市の職員が戸別訪問したことが記載されていることから、申立人及びその元妻に未納期間が存在したことが推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から51年12月まで

私が20歳を過ぎたころ、A市役所の職員が自宅に来て国民年金に加入するよう言われたので、私の父親が加入手続をした記憶がある。国民年金保険料の納付は、母親が行っていたので不明だが、私の母親や姉、弟も国民年金に加入し納付していたので申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたとする申立人の母親は既に他界しており、申立人自身は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年2月9日に夫婦連番で払い出されており、払出日からすると、申立期間は時効により納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は159か月と長期間である上、申立人が申立期間に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から51年3月まで

会社退職後、厚生年金保険被保険者資格がなくなったので、先々のことを考え、私の妻が昭和44年3月ころA町（現在はB市）役場で私の国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、妻は会社退職後、自分の国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。毎月B市役所で国民健康保険税を納付する時に、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたので、夫婦とも申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が会社を退職した昭和44年3月ころ、A町役場で申立人の国民年金と国民健康保険の加入手続を先に行い、後日申立人の妻が会社退職後、妻自身の国民年金と国民健康保険の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、52年1月7日に夫婦連番で払い出されていることから、国民年金の加入手続は夫婦一緒に同時期に行われたと推認でき、申立内容に矛盾がある。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人のB市国民年金被保険者名簿には、昭和55年2月5日に、市から申立人の妻に特例納付の勧奨をした記載と当時申立人の妻の保険料納付月数が3年と記録されていることから、その時点で申立人の妻に未納期間が存在したことが考えられ、申立人も同様に未納期間が存在したと推認される。

加えて、B市によると、国民健康保険税は、申立期間当時は年6期に分けての収納であったこと、及び国民年金保険料の収納は、昭和48年4月に納付書方式に替わるまでは、3か月ごとの納付であったとしていることから、申立人の妻が毎月納付していたとする記憶には齟齬が認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年9月から51年3月まで

夫が会社退職後、厚生年金保険被保険者資格がなくなったので、先々のことを考え、昭和44年3月ころA町（現在はB市）役場で夫の国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、私が会社退職後、自分の国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。毎月B市役所で国民健康保険税を納付する時に、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたので、夫婦とも申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が会社を退職した昭和44年3月ころ、A町役場で夫の国民年金と国民健康保険の加入手続を先に行い、後日申立人が会社退職後、申立人自身の国民年金と国民健康保険の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、52年1月7日に夫婦連番で払い出されていることから、国民年金の加入手続は夫婦一緒に同時期に行われたと推認でき、申立内容に矛盾がある。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人のB市国民年金被保険者名簿には、昭和55年2月5日に、市から申立人に特例納付の勧奨をした記載と当時申立人の保険料納付月数が3年と記録されていることから、その時点で申立人に未納期間が存在したことが考えられる。

加えて、B市によると、国民健康保険税は、申立期間当時は年6期に分

けての収納であったこと、及び国民年金保険料の収納は、昭和 48 年 4 月に納付書方式に替わるまでは、3 か月ごとの納付であったとしていることから、申立人が毎月納付していたとする記憶には齟齬^{そご}が認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年11月までの期間及び46年5月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年11月まで
② 昭和46年5月から54年3月まで

結婚の届出にA市役所に行ったときに、妻と一緒に国民年金の加入手続を行い、保険料は妻が夫婦二人分をB金庫C支店で納付書により納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚の届出をした昭和45年4月*日にその妻と一緒に国民年金加入手続をしたはずであると主張しているが、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は53年10月19日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間は106か月と長期間であるとともに、国民年金保険料を納付していたとするその妻は、申立期間のうち過年度保険料として納付可能な期間の国民年金保険料をまとめて納付した記憶が無い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年1月から54年3月まで
結婚の届出にA市役所に行ったときに、夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、保険料は私が夫婦二人分をB金庫C支店で納付書により納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚の届出をした昭和45年4月*日にその夫と一緒に国民年金加入手続をしたはずであると主張しているが、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は53年10月19日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間は111か月と長期間であるとともに、申立人は申立期間のうち過年度保険料として納付可能な期間の国民年金保険料をまとめて納付した記憶が無い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年5月まで

私は、平成9年3月に勤務先を退社した後、10年にA市からB市の実家に転居した。そのころ、母から、年金の支払が滞ると将来年金が受け取れなくなると聞き、次に就職するまでの14か月間の国民年金保険料を両親にまとめて納付してもらったので申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、平成10年6月に再就職した後、申立人の両親がB市C所に相談に行き、父が申立期間の保険料をD社会保険事務所にて一括納付したとしているが、申立人の申立期間は国民年金に未加入となっており、申立期間と同じく厚生年金保険加入期間の狭間となる17年8月から20年4月までについても国民年金に未加入となっている上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらないことから、申立人が申立期間に国民年金に加入していた形跡は見られず、申立期間の保険料をさかのぼって納付できたとは考え難い。

また、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 3 月から平成 7 年 3 月までの期間及び 7 年 6 月から 8 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 3 月から平成 7 年 3 月まで
② 平成 7 年 6 月から 8 年 3 月まで

申立期間①については、昭和 49 年ころから 52 年ころに A 市 B 所の窓口で国民年金の加入手続をし、同時に未納だった国民年金保険料を 48 年 3 月までさかのぼって一括納付した記憶がある。金額は 20 万円くらいであったと思う。その後は夫と一緒に保険料を納付していた。

申立期間②についても、私の分と元夫の分を一緒に納付していたはずであり、元夫は納付済みである。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①中の昭和 49 年から 52 年ころに国民年金への加入手続を行い、その際、申立期間①当初の 48 年 3 月までさかのぼって国民年金保険料を一括納付したとしているが、加入手続をした年度が特定できない上、申立人が所持している年金手帳は平成 9 年 2 月 14 日に A 市で発行され、それ以前に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられないことから、9 年 2 月ころまでは申立人は国民年金に未加入であったと考えられ、その時点以降では、申立期間①のうち、昭和 48 年 3 月から申立人が国民年金の加入手続を行ったとする 49 年から 52 年ころまでの保険料は時効により納付できない。

また、申立期間①のうち、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする昭和 49 年から 52 年ころ以降の期間及び申立期間②について、申立人は、その元夫の分とともに保険料を納付したとしているが、上記のとおり

り、申立人の国民年金の加入手続は年金手帳が発行された平成9年2月ころに行われたものと考えられ、その時点では、当該期間の保険料はさかのぼって納付することとなるが、申立人にはさかのぼって納付した記憶は無い上、申立期間①と②の間となる7年4月及び同年5月の保険料については、申立人は後の期間の保険料重複納付に伴う充当措置により納付済みとなったのに対し、元夫は通常の納付により納付済みとなっていることから、当時の申立人及びその元夫の保険料納付が一緒に行われていたとは認め難く、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から42年6月まで

申立期間については、A市在住の昭和36年春ころ、近所の友人に勧められて国民年金に加入し、その後は50歳代の女性が自宅に集金に来て国民年金保険料を納付していた。未納とされていることに納得がわからない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年春ころに近所の友人に勧められて国民年金に加入し、その後自宅近くに住んでいた女性が集金に来て国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は42年7月31日に任意加入により払い出されており、その時点では、任意加入期間である申立期間の保険料はさかのぼって納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられないことから、申立期間の保険料を納付したとするのは不合理である。

また、申立人は子供が3人おり、申立期間当時は地元の小学校が子供の足で1時間もかかる不便な場所にあったため、近隣のB市（現在はC市）やD区の学校に越境入学させていたとし、申立期間中は、B市又はD区に住民票を登録し、A市には登録していなかったとしているため、A市で国民年金に加入するのは困難である。

さらに、申立期間の保険料を納付した事実を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年11月から49年12月まで
昭和48年11月に結婚し、夫が厚生年金保険に加入していたため、国民年金の加入義務はなかったが、将来年金を多く受給できると考えて任意加入した。
申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚に伴いA区に転居した昭和48年11月ころ、将来の年金受給を考え、国民年金に任意加入したとしているが、社会保険庁の記録では、申立人は申立期間後の50年1月18日に任意加入しており、その時点では、任意加入期間である申立期間の保険料はさかのぼって納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見られないことから、申立期間の保険料を納付したことは考え難い。

また、申立人の国民年金への加入手続及び申立期間の保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から8年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から8年4月まで

夫の転勤によりA市B町に在住していた平成5年4月ころ、地域の国民年金の集金担当という女性が訪ねてきて加入を勧められ、以前在住していたC市やD市でも任意加入し、集金により保険料を納付していたことから、同様に考えて加入し、8年4月にE区に転居するまで、その女性の自宅集金により保険料を毎月納付した。申立期間の国民年金保険料は、電子化されているからと、納付書ではなく封筒に領収印を押してもらった。

当時の地域担当者に確認すれば、申立期間の国民年金保険料を納付していたことがわかると思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B町に在住していた平成5年4月ころ、自宅に来訪した地元の国民年金保険料の集金担当者に勧められて国民年金に任意加入し、申立期間の保険料を同担当者の集金により納付したとしているが、申立期間当時のA市B町での国民年金保険料の集金組織の存在は確認できず、社会保険庁及びA市の記録によれば、申立人は、申立期間を含め昭和61年4月から現在に至るまで第3号被保険者であることから、申立期間の保険料を納付したとする申立内容は不自然である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月1日から48年7月7日まで

私の全く知らないうちに、第三者である元妻によって、私のすべての厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金を勝手に請求され、元妻に私の脱退手当金が支給された。元妻といえ、他人が勝手に私の脱退手当金を受給したことは許されることではなく、社会保険事務所が元妻の申請だけで、私の脱退手当金支給を決定したことは重大な責任がある。元妻が受給した私の脱退手当金を私に支給してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人の脱退手当金裁定請求書には、平成12年11月24日付けの社会保険事務所の隔地払支払済印が押されているとともに、振込先金融機関として申立人名義の銀行預金口座が記載されている上、当該銀行が提出した申立人の普通預金取引記録表により、当該脱退手当金支給額と同額の18万800円が申立人名義の口座に12年11月30日に入金されていることが確認できる。

また、申立人は、その元妻が勝手に脱退手当金を請求し受給したと申し立てているが、脱退手当金支払日には離婚していないため、第三者である元妻が受給したとは認められず、申立人の預金通帳及び年金手帳等を妻に預けてあったことを踏まえると、申立人に脱退手当金裁定請求の意思が無かったと判断することはできない。

さらに、社会保険事務所に保管されている申立人の脱退手当金の裁定請求書等の関連資料から一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年ごろ

A株式会社B工場（C県）に勤務をしているとき、新聞広告でD株式会社の販売員の募集があった。募集先はE市F地にあった営業所と記憶している。営業所長の面接があり、採用された。

G地にあった寮では、同じH出身のI氏と一緒に生活をしながら、半年くらいだと思うが仕事をした。

当時の同僚にも聞いて、一刻も早く記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間にD株式会社に勤務していたことは、同僚I氏の供述から推認できるところ、申立人は申立期間が、「昭和41年ごろ、半年間ぐらい勤務した」と供述しているが、記憶が曖昧で、勤務期間等の特定ができない。

また、申立人は、雇用保険、健康保険等の社会保険の記録が無く、D株式会社の従業員名簿台帳にも申立人の記録は残っていない。

さらに、申立人と同僚I氏との給与形態、また、採用の経緯についても、大きな隔たりがあり、同じ採用条件とは認め難く、D株式会社は「当時の『営業』は職種が多岐に分かれており、それぞれの職種によって社会保険等の適用が異なっていた」と回答している。

加えて、同僚I氏には厚生年金保険記録と合致する雇用保険の加入記録が確認できるところ、申立人の雇用保険加入記録は無い。

なお、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月23日から51年1月21日まで
(A株式会社)

昭和49年10月23日にA株式会社の社員として入社したが、すぐB株式会社(54年11月1日、C株式会社D工場に名称変更)に出向させられた。厚生年金保険料は、A株式会社において支払っていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社からB株式会社への在籍出向について、A株式会社の在籍証明書(平成20年7月3日付け)及び証明書(20年9月22日付け)を提出している。

しかしながら、A株式会社は、当該在籍証明書及び証明書は、申立人の依頼により申立人の便宜をはかるため、申立人が申し述べたことをそのまま記載したものであり、これらの内容を裏付ける人事資料等の資料は何も無いと供述しており、A株式会社からの在籍出向を確認できる他の資料は無い。

また、当該在籍証明書及び証明書では、申立人は昭和49年10月23日から55年3月21日までA株式会社に在籍していたとしているものの、雇用保険の加入記録から、申立人は50年4月1日から55年3月20日までC株式会社D工場(旧B株式会社)に勤務していることが確認できる上、社会保険事務所の記録によると、51年1月21日から55年3月21日までC株式会社D工場において被保険者であることが確認できることから、少なくとも当該期間についてはA株式会社に在籍していたとは考え難い。

さらに、申立人は、昭和 51 年 1 月 21 日に B 株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、当該日は当該事業所の厚生年金保険の新規適用日であり、当該日前に当該事業所において厚生年金保険料を控除されたことが確認できる資料や事情は見受けられない。

加えて、A 株式会社が加入する E 保険組合においては、申立人の健康保険の加入記録が無いとしている。

なお、B 株式会社の当時の事業主は死亡しており、当時の状況を確認することができない。

このほかに、申立期間において、A 株式会社に在籍していたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、申立期間に係る厚生年金保険料を A 株式会社又は B 株式会社の事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料や厚生年金保険料の納付を確認できる資料が無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から5年2月28日まで
社会保険庁の記録では、代表取締役として株式会社Aに勤務した期間のうち、平成4年7月1日から5年2月28日までの標準報酬月額が11万円に減額されている。

申立期間の標準報酬月額を減額前の標準報酬月額である50万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を務めていた株式会社Aは、平成5年2月28日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、同日以後の同年3月4日付けで4年7月から5年1月までの申立人に係る標準報酬月額が50万円から11万円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

一方、同事業所は、申立期間当時資金繰りに苦勞していたと申立人が供述しており、当時の役員は厚生年金保険料の滞納があったと供述している。

また、申立人は、社会保険に関する手続を自ら行っており、特に最後の1、2か月間は申立人以外に誰もいなかったために自ら行わざるを得なかったと供述していることから、申立人が標準報酬月額の減額訂正に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時に当該事業所の業務の執行に責任を有する代表取締役であった申立人が、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 1 日から 7 年 4 月 28 日まで
社会保険庁の記録では、有限会社Aの代表取締役として勤務していた期間のうち、平成 5 年 4 月 1 日から 7 年 4 月 28 日までの標準報酬月額が 28 万円に引き下げられている。当時の給与は 200 万円くらいで、標準報酬月額の引下げについては知らなかったし、届出も行っていないので元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aの商業登記簿謄本及び社会保険事務所の厚生年金保険適用事業所の記録により、申立人は、申立期間当時、有限会社A代表取締役であったことが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間の標準報酬月額について、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成 7 年 4 月 28 日)において、5 年 4 月から 6 年 10 月までの 19 か月間の標準報酬月額が 53 万円(最高等級)から 28 万円に、6 年 11 月から 7 年 4 月までの 6 か月間は 59 万円(最高等級)から 28 万円に遡及して減額訂正処理されていることが確認できる。

このことに関して、経理全般を担当していた取締役である申立人の妻は、申立期間において厚生年金保険料の滞納があったことから、社会保険事務所に出向き厚生年金保険を止める旨の手続きを取ってもらったと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、有限会社Aの代表取締役として、同社の行った申立てに係る標準報酬月額の遡及訂正処理の手続きについて、会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきであり、当該処理は有効でないと主張することは信義則上妥当でなく、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 6 月 1 日から 9 年 11 月 30 日まで

申立期間について株式会社Aに勤務していたが、これらの期間の厚生年金保険料の標準報酬月額が、当時の報酬月額に見合うものとなっていない金額に、平成 10 年 5 月 11 日付で遡^{そきゆう}及訂正されているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、A株式会社は平成 9 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、適用事業所ではなくなった日より後の 10 年 5 月 11 日付けで、8 年 6 月から 9 年 10 月までの 17 か月間が 59 万円から 9 万 2,000 円に遡^{そきゆう}及して減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間を含め、株式会社Aの代表取締役であり、同事業所は一時期社会保険料の支払を滞納しており、この滞納保険料について社会保険事務所に相談した結果、社員を守るために申立人自身の標準報酬月額を下げ、保険料を下げることに同意したとしている。

また、この申立てに係る標準報酬月額^{そきゆう}の遡^{そきゆう}及訂正について、申立人は申立人、社会保険労務士及び社会保険事務所の 3 者による話し合いのもとで、遡^{そきゆう}及した記録訂正の届出を行ったと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しながら当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1668

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月 1 日から 8 年 12 月 31 日まで
社会保険庁の記録から、A 株式会社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額がさかのぼって 59 万円から 9 万 2,000 円に引き下げられていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A 株式会社の代表取締役であったことが、同社の登記簿謄本により確認できる。

また、A 株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 8 年 12 月 31 日）後の 9 年 1 月 30 日に、申立人の標準報酬月額が 59 万円から 9 万 2,000 円に遡^{そきゅう}及して減額訂正処理されていることが社会保険事務所の記録により確認できる。

一方、申立人は、社会保険の手続については公認会計士に委託していたとしながら、標準報酬月額の訂正処理は社会保険事務所の職員が行ったと供述している。

しかしながら、申立人は、申立期間当時の A 株式会社の経営状況について、資金繰りに苦勞していたこと、社会保険料の滞納があり、迷惑をかけられないと思い、標準報酬月額の訂正処理に同意していたこと、及び社会保険の届書には自ら押印していたことを供述している。

さらに、申立人は、A 株式会社の財政状況が厳しいことから、当該事業所を解散する数年前から社会保険事務所に相談し、標準報酬月額を下げる届出についての説明を受けたとしている。

加えて、従業員は、申立期間当時、A 株式会社の経営状態が悪く、給与

の遅配があったこと、標準報酬月額 of 訂正処理に事業主が関与していたことを供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 9 月 1 日から 32 年 1 月 1 日まで
有限会社Aでは毎日のように残業をさせられ、身体をこわして退職したが、退職金ももらってないのに脱退手当金をもらうわけがない。それなのに社会保険庁の記録では、脱退手当金を支払っているとのことであるが、全く受け取った覚えは無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金を支給したことが記録されており、その内容は社会保険庁のオンライン記録と一致しているほか、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 33 年 1 月 25 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立人は申立期間の事業所を退職後、47 年 9 月まで厚生年金保険への加入歴が無いほか、国民年金へ強制加入すべき期間があるにもかかわらず未加入であることなどを踏まえると、年金受給に対する関心の高さがうかがえず、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、有限会社Aの同僚に当時の状況を照会し、複数の同僚から回答を得たが、具体的な供述を得るには至らない上、申立人が申立てに際して記述した申立内容では、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 25 日から 44 年 7 月 31 日まで
② 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 12 月 31 日まで

平成 19 年に社会保険事務所で記録を確認したところ、A株式会社B工場とC社D支店に勤務した期間の厚生年金保険は、脱退手当金支給済みとなっていたが、受給した心当たりが全く無いので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は同一であるが、申立人が申立期間後に加入している厚生年金保険被保険者期間については新たな番号が付されていることを踏まえると、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約6か月後の昭和 46 年 6 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から当時の状況を聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から36年4月16日まで
定年退職して、年金を請求する際、社会保険事務所へ相談に行ったところ、申立期間については、脱退手当金が支給されていると言われたが、受け取ってはいない。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している株式会社Aの事業所別被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記されているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和36年8月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額^{そきゅう}の記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 13 年 3 月 30 日まで
有限会社Aにおける平成 8 年 10 月からの標準報酬月額が 13 年 3 月にさかのぼって 59 万円から 9 万 8,000 円に引き下げられているのはおかしい。調べて訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていた有限会社Aは、社会保険庁の記録によると、平成 13 年 3 月 30 日に適用事業所ではなくなっているところ、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、同日以降の同年 4 月 9 日に、8 年 10 月から 13 年 3 月までの記録について 59 万円が 9 万 8,000 円に遡及^{そきゅう}訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、「平成 13 年 4 月ごろの経営状態は特に問題無く、順調であった。」としているところ、社会保険料を滞納した 8 年から 10 年ごろ、社会保険事務所の職員に保険料の支払について相談しており、申立期間については滞納があったことを認めている上、「訂正処理を行ったのはBで、私は知らなかった。」と供述しているが、B氏は訂正処理日(13年4月9日)以前の9年6月4日に死亡している。

また、社会保険事務局からの歳入歳出外現金出納簿によると、平成 13 年 7 月 31 日に債権差押受入金としての記録があることから、申立人の供述内容に信憑性^{びよう}はうかがえない。

このほか、申立人が訂正処理に関与していないことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらのことから、当該標準報酬月額の減額訂正については、会社の業務としてなされた行為であり、申立人は、同社の代表取締役であること

から、全く知らなかったということは、考え難い上、当該行為の責任は免れないものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 7 月 1 日から 10 年 2 月 28 日まで
申立期間当時、株式会社Aからの私の給料は、36 万円くらいであったが、当該期間の標準報酬月額が 36 万円から 9 万 8,000 円に引き下げられているのは知らなかった。
申立期間における私の厚生年金保険の標準報酬月額は 36 万円であり、引き下げてはいないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が監査役（平成 9 年 8 月 31 日就任）として勤務した株式会社Aは、社会保険庁の記録により、10 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は、同日以降の同年 3 月 2 日に、8 年 7 月から 10 年 1 月までの期間が 36 万円から 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人が提出した申立人に係る申立事業所における平成 9 年及び 10 年分の源泉徴収簿兼賃金台帳から、9 年 1 月から同年 12 月までの期間、10 年 1 月及び同年 2 月については、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立事業所の厚生年金保険の適用事業所ではなくなる処理及び申立人の標準報酬月額の訂正については、申立期間当時、申立事業所の監査役という立場にあるものの、当該事業所での実際の業務は伝票起票等の一般事務だけであり、社会保険の業務には全く関知していなかったため、年金受給の手続をするまで知らなかったと主張しているところ、

i) 代表取締役であった申立人の夫は「申立事業所の事務は妻と二人で行った」と供述しており、B社会保険事務所が保管する申立事業所に係る滞納処分票においても、監査役就任以前の平成8年12月以降複数回にわたり申立事業所の滞納保険料の整理についてB社会保険事務所の職員と面談していることが確認できること、ii) 申立人は10年2月28日から国民年金に加入し、同年4月分の国民年金保険料を期限内に納付していることがオンライン記録から確認できることから、申立人の主張は信憑性に疑問があり、申立事業所の厚生年金保険の適用事業所ではなくなる処理及び申立人の標準報酬月額記録訂正については申立人の同意があったと考えるのが自然である。

さらに、滞納処分票から、申立期間当時、申立事業所には健康保険料、厚生年金保険料等の過年分の滞納があり、申立人は滞納保険料の整理等についてB社会保険事務所の職員と接触していた記事が確認できることから、申立人が保険料の滞納についても認識しており本件の遡及訂正処理にも関与していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、標準報酬月額の訂正時は監査役であり、かつ、代表取締役である申立人の夫とともに社会保険事務に深く関与していたものと認められる申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 7 月 1 日から 10 年 2 月 28 日まで
申立期間当時、私が代表者を務めていた、株式会社Aでの私の給料は、80 万円から 85 万円くらいであったが、当該期間の標準報酬月額が 59 万円から 9 万 8,000 円に引き下げられているのは知らなかった。
申立期間における私の厚生年金保険の標準報酬月額は 59 万円であり、引き下げてはいないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役として勤務した株式会社Aは、社会保険庁の記録により、平成 10 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は、同日以降の同年 3 月 2 日に、8 年 7 月から 10 年 1 月までの期間が 59 万円から 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人が提出した申立人に係る申立事業所における平成 10 年分の源泉徴収簿兼賃金台帳から、10 年 1 月及び同年 2 月については、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立事業所の厚生年金保険の適用事業所ではなくなる処理及び申立人の標準報酬月額の訂正については、年金受給の手続をするまで知らなかったと主張しているところ、i) 申立人は申立期間当時、B 社会保険事務所の職員と複数回にわたって申立事業所の滞納保険料の整理について面談、交渉し、訂正処理日である平成 10 年 3 月 2 日に、申立

事業所は、同年2月28日付けの社会保険の全喪届を提出していることが、B社会保険事務所が保管している申立事業所に係る滞納処分票の記事から確認できること、ii) 申立人は同年2月28日から国民年金に加入し、同年4月分の国民年金保険料を期限内に納付していることがオンライン記録から確認できることから、申立人の主張は信憑^{びよう}性に疑問があり、申立事業所の厚生年金保険の適用事業所ではなくなる処理及び申立人の標準報酬月額^{びよう}の記録訂正については申立人の同意があったと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立事業所は社会保険料を1か月から2か月遅れで納付しており、ほかに滞納は無いと主張しているが、C社会保険事務局の回答から、申立期間当時、申立事業所には健康保険料、厚生年金保険料等の過年分の滞納があったことが確認できることから、保険料の滞納額についても申立人の主張と異なる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 1 月 1 日から 10 年 7 月 31 日まで
社会保険庁からの連絡により、有限会社 A における平成 4 年 1 月 1 日から 10 年 7 月 31 日までの期間に係る標準報酬月額が、同年 8 月 5 日に実際の給料より低い額に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が取締役を勤めていた有限会社 A は、平成 10 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、同日以降の同年 8 月 5 日付けで 4 年 1 月から 10 年 6 月までの申立人に係る標準報酬月額が 4 年 1 月から 6 年 4 月までは 50 万円から、6 年 5 月から 10 年 6 月までは 41 万円から、それぞれ 9 万 2,000 円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、複数の同僚は、「申立人は、当時、事業主の妻で事業所の経理事務を担当していた」と供述していることから、申立人に照会したところ、「事実を記載すると不利になる。」と回答を拒否している上、他の唯一の役員である事業主（申立人の夫）は既に死亡しており供述を得ることができないことから判断すると、申立人は社会保険業務の担当取締役として当該減額処理に係る事業所の意思決定について一定の責任を有していたと認められる。

これらのことを総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている取締役であり経理担当者であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額

処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則妥当でなく、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月1日から同年4月30日まで
社会保険庁の記録により、A株式会社における平成3年3月1日から同年4月30日までの期間に係る標準報酬月額が、4年4月10日に実際の報酬額より低い標準報酬月額に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、A株式会社は平成3年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日以降の4年4月10日付けで、3年3月の申立人に係る標準報酬月額が30万円から8万6,000円に遡及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、A株式会社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は適用事業所ではなくなった日の翌月である平成3年8月に2回目の不渡りを出し、倒産状態になったと供述している。

このほか、申立人は、従業員に対して「照会しないでほしい」と供述しているために、申立期間当時の事業所状況を把握することができなかった。

なお、当該事業所において、標準報酬月額が遡及して訂正されている者は申立人のみである。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与したものと推認されることから、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月21日から同年12月1日まで
社会保険庁の記録により、株式会社Aにおける平成8年8月21日から同年12月1日までの期間に係る標準報酬月額が、9年8月25日に実際の報酬額より低い標準報酬月額に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）においては、申立人が代表取締役を勤めていた株式会社Aは平成9年1月17日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同年8月25日付けで8年8月から同年12月までの申立人に係る標準報酬月額が44万円から9万8,000円に^{そきゅう}遡及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「同社の代表取締役として、弁護士に会社清算のため、標準報酬月額の減額訂正も含めて依頼した」と供述していることから、申立人が標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 5 月 1 日から 14 年 5 月 13 日まで
社会保険庁からの連絡により、株式会社Aで勤務していた期間のうち、平成 12 年 5 月から同年 9 月までの厚生年金保険の標準報酬月額が 59 万円から 9 万 8,000 円に、同年 10 月から 14 年 4 月までの厚生年金保険の標準報酬月額が 62 万円から 9 万 8,000 円に、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年 5 月 13 日と同日に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を務めていた株式会社Aは、平成 14 年 5 月 13 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、同日付けで申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、12 年 5 月から同年 9 月までの期間については 59 万円（最高等級）から 9 万 8,000 円に、同年 10 月から 14 年 4 月までの期間については 62 万円（最高等級）から 9 万 8,000 円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人の資格喪失時の標準報酬月額が 9 万 8,000 円として記載された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の副には、平成 14 年 5 月 13 日付けの社会保険事務所の受付印及び申立人を代表取締役とする株式会社Aの横判（ゴム印）が押されていることから、申立人は、代表取締役として当該減額処理に係る事業所の意思決定について関与していたものと推認でき、責任を免れることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為

について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から 9 年 9 月 30 日まで
社会保険庁からの連絡により、A 株式会社で勤務していた期間のうち、平成 8 年 4 月から 9 年 8 月までの標準報酬月額が 20 万円から 9 万 2,000 円に、同年 9 月 30 日に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を務めていた A 株式会社は、平成 9 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、同日付けで申立人に係る標準報酬月額が、8 年 4 月から 9 年 8 月までについて 20 万円から 9 万 2,000 円に遡及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人の標準報酬月額が 20 万円から 9 万 2,000 円に修正された記載のある健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の副には、平成 9 年 9 月 30 日付けの社会保険事務所の受付印及び申立人を代表取締役とする A 株式会社の横判（ゴム印）が押されていることから、申立人は、代表取締役として当該減額処理に係る事業所の意思決定について関与していたものと推認でき、責任を免れることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 1 日から 8 年 1 月 1 日まで
有限会社 A における申立期間の標準報酬月額が平成 7 年 3 月にさかのぼって 41 万円から 9 万 2,000 円に引き下げられているので、訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を務めていた有限会社 A は、平成 8 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人は同日に被保険者資格を喪失しているが、申立人に係る標準報酬月額は適用事業所でなくなった日以降である同年 1 月 8 日に、7 年 3 月 1 日にさかのぼって、当初記録されていた 41 万円から 9 万 2,000 円に遡及訂正されていることが確認できる。

しかしながら、当時の役員は、未納保険料があり、申立人と一緒に社会保険事務所に行き、社会保険事務所の職員から標準報酬月額を遡及して下げるよう指導されたと供述しており、また、当時の従業員も、申立人から、社会保険事務所に払えなかった従業員の保険料は申立人の保険料で穴埋めしたとの話を聞いたと供述している。

これらの事実を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しながら当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上妥当でなく、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 13 日から 39 年 2 月 16 日まで
私は、申立期間に A 市に本社のあった B 株式会社の C 所で D として働いていた。その時の厚生年金保険被保険者期間は一時金で受け取ったことになっているが、説明を受けたことも受け取ったことも無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金を支給したことを示す「脱」の押印がなされている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の資格喪失日から約 5 か月後の昭和 39 年 7 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、脱退手当金を受給した当時の同僚の一人は、会社から茶封筒を渡され、これを持って社会保険事務所に行けばお金がもらえと言われたと述べており、申立人の資格喪失日前後それぞれ 3 年以内に資格喪失した女子社員 8 名はいずれも 7 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、B 株式会社は当時、退職者に脱退手当金について説明をしていたものと推測される。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 2 月 1 日から 8 年 1 月 9 日まで
社会保険庁の記録では、平成 6 年 2 月 1 日から 7 年 12 月までの 23 か月について標準報酬月額が給与の額に見あっていない。給与はだいたい 30 万円であったので当該標準報酬月額を訂正してほしい。社会保険事務所が引き下げたのであって私が下げたことはない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を務めていた株式会社 A における申立人の標準報酬月額は、平成 8 年 1 月 9 日付けで 7 年 10 月及び 6 年 10 月の定時決定の取消しを行い、6 年 2 月から 7 年 12 月までを 30 万円から 9 万 8,000 円に遡及して訂正していることが確認できる。

しかしながら、申立人は会社設立の時期から申立期間及びその後も一貫して代表取締役であったことが商業登記で確認できる。

また、当該遡及訂正に関しては、社会保険事務所の担当者と相談のうえ行ったとしており、当時からこの減額処理について十分認識していたことが推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上妥当でなく、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 8 年 4 月 1 日から 10 年 4 月 16 日まで
社会保険事務所からの連絡により、代表取締役を務めていた株式会社 A における申立期間の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を務めていた株式会社 A は、平成 10 年 4 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は同日以降の同年 5 月 1 日付けで、8 年 4 月から同年 9 月までについて、44 万円を 9 万 2,000 円に、同年 10 月から 10 年 3 月までについて、41 万円を 9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

そして、この減額訂正について、申立人は、社会保険事務所の職員が行ったと供述している。

しかしながら、当時の関係者から、平成 10 年 4 月 30 日付で B 社会保険事務所が確認印を押した当該減額訂正に係る被保険者標準報酬決定（改定）通知書の写しが提出されており、その内容に不自然な点は見当たらず、当該減額訂正に係る B 社会保険事務所への届出は事業主自らの判断により行われたものと考えられる。

また、申立人は、株式会社 A の当時の状況について、「経営不振で資金繰りに苦労していた」と回答しており、金額は覚えていないものの、社会保険料を滞納していたことを承知している。そのため、申立人の標準報酬月額の減額処理について、代表取締役である申立人が知らなかつ

たとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立人の厚生年金保険の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記事については、訂正を認めることはできない

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 11 月 1 日から 14 年 7 月 31 日まで
社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているが、当時、家のローンが月 27 万 9,820 円あり、その他生活費もかかるのに 9 万 8,000 円では生活が成り立たない。当該記録が不自然であることから、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を務めている A 株式会社での申立人の標準報酬月額は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 14 年 7 月 31 日より後である同年 8 月 23 日にさかのぼって 13 年 11 月から 14 年 6 月までの期間を、62 万円から 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、B 年金基金が保管する厚生年金基金加入員報酬標準給与月額変更届から、申立期間に係る当該標準報酬月額はオンライン記録と一致していることが確認できる上、代表取締役である申立人の氏名押印が確認されることから、本件に申立人が関与していたと考えるのが自然である。

このほか、申立人が当該遡及訂正処理に関わっていないことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の訂正処理に関与しながら当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月2日から同年11月30日まで
社会保険庁の記録によれば、昭和27年3月2日から同年11月30日までA社に勤務していたのに、厚生年金保険未加入になっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していたA社の同僚の氏名が社会保険事務所の記録から確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する記録から、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったのは昭和27年10月1日であり、申立期間の一部は適用事業所ではなかった期間であることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は無く、健康保険の番号にも欠番は無い。

さらに、事業主には連絡が取れず、同僚の供述からも申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。